

男鹿市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

男鹿市

令和7年2月

1 目的

ふるさと納税制度により男鹿市（以下「本市」という。）にご寄附いただいた方に対し謝意を伝えるとともに、本市特産品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供することにより、本市の魅力発信と特産品のPR、事業者の販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品の提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 委託事業者

本市は、ポータルサイトへの返礼品情報の掲載、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託しています。

【委託事業者】

事業者名：株式会社ウィルドリブン

所在地：〒018-4513 秋田県北秋田市小又字下川原 110 番地

（秋田営業所）〒010-0003 秋田県秋田市東通一丁目 3 番 27 号

（秋田第二営業所）〒010-0002 秋田県秋田市東通仲町 5 番 2 号

電話：050-5491-1168

F A X：050-5210-8907

メール：furusato-ogashi-akita@willdriven.co.jp

3 返礼品提供事業者の要件

- (1) 本市に本社、支社、事業所、工場等が存在し、市内で生産、加工、製造又はサービスの提供を行っている事業者であること。
- (2) 上記に該当しない場合には、市内で生産された原料にて加工、製造、販売を行っている、若しくは本市をPRしていると認められる事業者であること。
- (3) 関係法令を遵守した生産、加工、製造又はサービスを行っていること。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の事業者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (6) 男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについて、男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年男鹿市条例第25号）を遵守のうえ、返礼品の発送業務以外には使用しないなど、責任を持った対応ができること。
- (8) 本市から返礼品に関する調査・確認の求めがあった際には、速やかに対応すること。
- (9) 食品を返礼品として取り扱う場合（以下「食品取扱事業者」という。）は、食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等関係法令等に従った事業活動を行っていること。

- (10) 食品取扱事業者においては、関係法令及び国が定める地場産品基準に沿って、必要な事項が記載された書類の整備・保存を行っていること。
- (11) 食品取扱事業者においては、原材料、賞味期限又は消費期限、アレルギー表示（特定原材料8品目、特定原材料に準ずる20品目及びコンタミネーションも含む。）、産地等について適正に表示するとともに、変更があった場合、若しくは商品の製造中止等により提供不可となった場合には、本市や「2 委託事業者」へ報告するなど、速やかな対応を行うこと。
- (12) 広告媒体（新聞・テレビ・Web等）に返礼品を強調して掲載することは、平成31年4月1日付総務省告示第179号第2条第1号ハの規定において禁止されていることから、返礼品であることを強調したものや、返礼品の情報が大部分を占める広告媒体によるPRは行わないこと。
- (13) 本市が実施する、ふるさと納税に関する広告・宣伝等のPR活動に際し、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ等）や事業者情報（事業者名、連絡先等）の提供が可能であること。
- (14) 法令等違反、虚偽の報告により要件に適合しない返礼品の提供を行うなど、返礼品提供事業者の行いにより、ふるさと納税に係る指定制度の解除等、本市に損害を与えた場合は、本市に生じた損害の賠償請求に応じること。

4 募集する返礼品の要件

返礼品は、次の各号の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 本市の魅力をPRし、イメージアップに繋がる商品又は体験・サービスであること。
- (3) 品質や数量面において、安定した供給が見込めるものであること（ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合はこの限りでない。）。
- (4) 自ら生産・製造した物以外の場合は、本市の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

5 返礼品の金額

- (1) 商品代に梱包代及び消費税を含めた金額を返礼品の提供価格とします。
- (2) 提供価格が寄附金額に対し3割以内となるよう、市が提供価格に応じて寄附金額を設定します。

(例) 商品代 5,000 円 + 消費税 500 円 + 梱包代 500 円 = 提供価格 6,000 円

↓

寄附金額 20,000 円の返礼品として各ポータルサイトに掲載

6 返礼品提供事業者のメリット

返礼品の画像や名称、取扱事業者名、商品説明文等を全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品の PR と販路拡大に繋がります。

- (1) 返礼品の商品代（梱包代を含む。）、ポータルサイトの利用手数料及び送料実費は本市が負担します。
- (2) 返礼品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です。
- (3) 本市ふるさと納税の返礼品であることを、自社における商品の宣伝や広告等において PR することが可能です。

なお、総務省より、自治体又は返礼品提供事業者等が行う返礼品を強調した広告や SNS 投稿について禁止とする旨、令和 6 年 10 月にルール改正されております。全ての広告が禁止されたわけではありませんので、返礼品提供事業者にて広告等をお考えの際は事前にご連絡ください。

7 応募方法

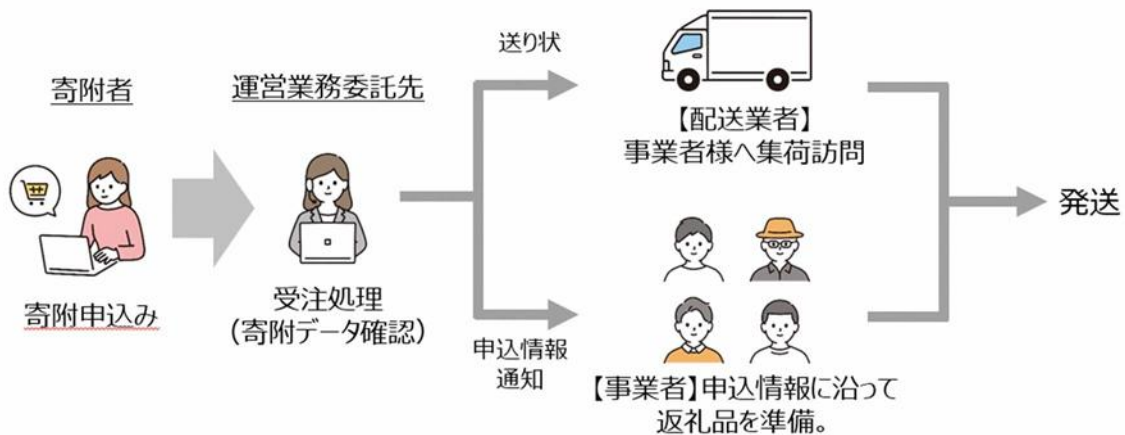
- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 提出書類：
 - ア 「【男鹿市ふるさと納税】事業者登録書」
 - イ 「返礼品新規登録提案書」※ 返礼品の内容確認にあたり、追加で資料を提出いただく場合があります。
- (3) 提出方法：電子メール又は郵送
- (4) 提出先：「2 委託事業者（秋田第二営業所）」

8 返礼品登録、総務省による審査について

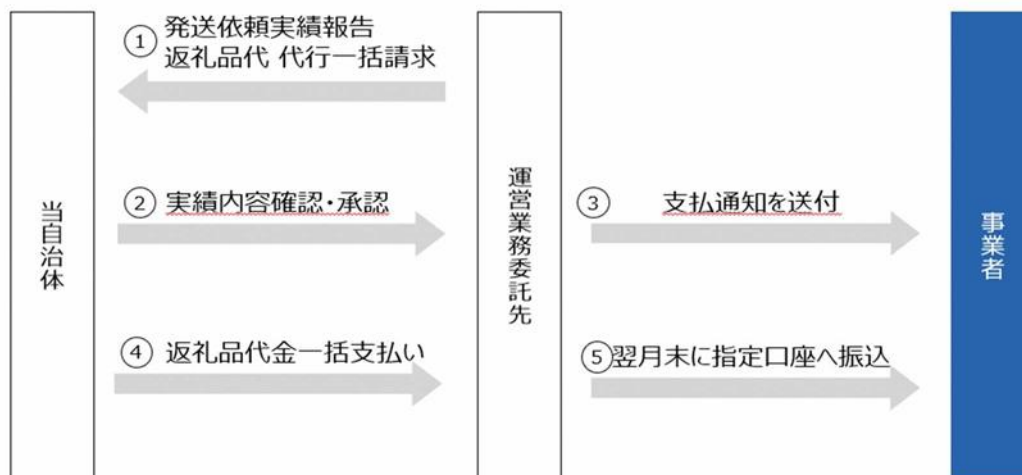
- (1) 事業者登録書・返礼品新規登録提案書を委託事業者へ提出（委託事業者から本市に共有）
- (2) 提案内容について要件を満たしていることを確認のうえ、本市から総務省へ返礼品の掲載に係る認可申請
※ 総務省への申請に際し、生産・製造工程等について追加で情報提供いただく場合があります。
- (3) 総務省の承認後、委託事業者にてポータルサイトへ返礼品情報を登録
※ 総務省による内容の審査に時間がかかるため、承認まで 2～3 ヶ月程度の期間を要する場合があります。
- (4) 寄附受付開始
※ 本市及び総務省の審査により、返礼品登録が認められない場合があります。また、寄附受付開始後であっても、総務省からの返礼品の内容に疑義が生じた場合など、受付を停止する場合があります。

9 寄附申込から支払までの流れ

(1) 寄附入金から返礼品発送までの流れ



(2) 支払までの流れ



10 返礼品登録の解除等

次の場合は返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「3 返礼品提供事業者の要件」又は「4 募集する返礼品の要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

- (7) 返礼品の品質等に対し、寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。
- (8) 本市ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

11 その他留意事項

- (1) 有事に対応するため、PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険への加入を推奨します。
- (2) 返礼品として登録された商品は、寄附者から選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- (3) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からのルールの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (4) 事業者情報や口座など、事業者登録書の内容に変更が生じる場合は、速やかに委託事業者へ報告を行ってください。

12 問い合わせ先

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課 売込班

所在地：男鹿市船川港船川字泉台 66-1

電話：0185-24-9142

F A X：0185-24-9159

メール：urikomi@city.oga.akita.jp